

熊谷市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 熊谷市農業委員会委員候補者の選考等に関する規則（平成29年規則第49号）第6条の規定に基づき、熊谷市農業委員会の委員（次条第1号及び第6条において「農業委員」という。）の候補者を選考するため、熊谷市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の求めに応じ農業委員の候補者を選考すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総合政策部長
- (2) 総務部長
- (3) 産業振興部長
- (4) 総務部職員課長
- (5) 産業振興部商工業振興課長
- (6) 産業振興部農業振興課長
- (7) 産業振興部農地整備課長
- (8) 農業委員会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委

員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、副委員長及び委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(報告)

第6条 委員長は、農業委員の候補者を選考したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。